

- 問 1 学校種別について、該当する番号を1つお答えください。
 <公立>
 ①公立中学校 ②公立普通高校（専門高校以外の高等学校）
 ③公立専門高校（工業、商業、農業など職業科だけがある高等学校）
- 問 2 平成29年5月1日現在の生徒数について男女別に実数をお答えください。
- 問 3 平成29年5月1日現在の教員数についてア～サごとに男女別に実数をお答えください。
 ア校長 イ副校長・教頭 ウ主幹教諭 エ指導教諭 オ保健体育科担当教諭 カ養護教諭
 キ栄養教諭 クウからキまでに該当しない教諭 ケ常勤講師 コ非常勤講師 サ実習助手
- 問 4 平成29年度当初における運動部及び文化部（運動部以外の部とします。以下同じ。）の設置についてア～クごとに実数をお答えください。
 <運動部>
 ア競技者が男子生徒及び女子生徒の体育会系グループ（例：陸上競技部）
 イ競技者が男子生徒のみの体育会系グループ（例：男子サッカー部）
 ウ競技者が女子生徒のみの体育会系グループ（例：女子バスケットボール部）
 エ男子生徒及び女子生徒が運動を行う同好会系グループ（例：テニスサークル）
 オ男子生徒のみが運動を行う同好会系グループ（例：男子草野球チーム）
 カ女子生徒のみが運動を行う同好会系グループ（例：女子バレー同好会）
 <文化部>
 キ男子生徒もしくは女子生徒が運動以外の活動を行う文化会系グループ（例：吹奏楽部）
 ク男子生徒もしくは女子生徒が運動以外の活動を行う同好会系グループ（例：軽音楽同好会）
- 問 5 休部や廃部があった場合の原因について、該当する番号を全てお答えください。
 ①休部・廃部はない ②顧問の不足 ③部員の減少 ④活動場所・施設の不足 ⑤予算の不足
 ⑥その他
- 問 6 未設置の部活動を希望する生徒がいた場合の対処方針について、該当するする番号を全てお答えください。
 ①部を創設する ②部活動指導員等が配置できる場合は部を創設する。
 ③その活動が行える生徒数が揃えば部を創設する
 ④部の創設はしないが、大会等への参加は認めている
 ⑤部の創設はせず、現存する他の部活動への入部を勧めている。
 ⑥部の創設はせず、希望する活動を行っている地域クラブの加入を勧めている
 ⑦その他
- 問 7 一人の生徒が複数の部に所属することを希望した場合の対処について、該当する番号を全てお答えください。
 ①複数の部への所属を認めており、実際に複数の運動部に所属している生徒がいる
 ②複数の部への所属を認めており、実際に複数の文化部に所属している生徒がいる
 ③複数の部への所属を認めてはいるが、実際に複数の部に所属している生徒はいない
 ④運動部と文化部の組み合わせに限り複数の部へ所属を認めており、かつ、実際に複数の部に所属している生徒がいる
 ⑤運動部と文化部の組み合わせに限り複数の部へ所属を認めているが、実際に複数の部に所属している生徒はいない
 ⑥複数の部に所属を希望する生徒はいたが、複数の部への所属を認めていない
 ⑦複数の部に所属を希望する生徒はいない

- 問 8 創部、休部及び廃部に関する学校のきまりの有無について、該当する番号を1つお答えください。
- ①創部、休部及び廃部の全てにきまりがある ②創部のみきまりがある ③休部のみ決まりがある
④廃部のみきまりがある ⑤創部と休部のきまりはある ⑥創部と廃部のきまりはある
⑦休部と廃部の決まりはある ⑧いずれのきまりもない
- 問 9 平成28年度以降における複数校合同部（同一の部に複数校の生徒が所属する部を指します。以下同じ。）の設置部数について、ア～エごとに実数をお答えください。
- ア運動部（体育会系） イ運動部（同好会系） ウ文化部（文化会系） エ文化部（同好会系）
- 問 10 部活動顧問教員の配置方針について、該当する番号を1つお答えください。
- ①全教員が顧問に当たることを原則とし、一つの部に複数名顧問を配置することとしている
②全教員が顧問に当たることを原則とし、部ごとの顧問の人数は部員数等に応じて配置している
③全教員が顧問に当たることを原則としている ④運動部のみ複数名の顧問を配置している
⑤希望する教員が顧問に当たることを原則としている ⑥その他
- 問 11 学期中における平日の部活動の活動時間に関するきまりの有無について、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。なお、季節により変動する場合は、下校時刻までの時間数の多い方でお答えください。
- ア運動部 イ文化部
- <学校としてきまりがある>
- ①学校のきまりとして、1日につき、1時間以内としている
②学校のきまりとして、1日につき、2時間以内としている
③学校のきまりとして、1日につき、3時間以内としている
④学校のきまりは設けている（その他）
- <学校としてきまりがない>
- ⑤学校のきまりとして設けていないが、各部ごとに設けさせているものを学校長が承認している
⑥学校のきまりとしては設けておらず、各部の顧問に任せている
⑦学校のきまりは設けていない（その他）
- 問 12 学期中の休日における部活動の活動時間（大会参加時を除きます。）に関するきまりについて、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。なお、季節により変動する場合は、時間数の多い方でお答えください。
- ア運動部 イ文化部
- <学校としてきまりがある>
- ①学校のきまりとして、1日につき、2時間以内としている
②学校のきまりとして、1日につき、3時間以内としている
③学校のきまりとして、1日につき、午前又は午後のいずれか又は4時間以内としている
④学校としてのきまりを設けている（その他）
- <学校としてきまりがない>
- ⑤学校のきまりとして特段の定めは設けていないが各部に定めさせたのを学校長が承認している
⑥学校のきまりとして特段の定めは設けておらず各部の顧問に任せている
⑦学校のきまりを設けていない
- 問 13 公式戦を除く対外試合や合同演奏会等の実施日数に関するきまりについて、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。
- ア運動部 イ文化部
- <学校としてきまりがある>
- ①学校のきまりとして、年間の実施日数の上限を定めている
②学校としてきまりを設けている

<学校としてきまりがない>

- ③学校のきまりとして年間の実施日数の上限は定めていないが、土曜日又は日曜日に対外試合を行う場合は、いずれか1日のみとしている（両日は行わない）
- ④学校のきまりとして年間の実施日数の上限は定めていないが、学校長が各部の年間・月間活動計画を確認し、承認している
- ⑤学校のきまりとして特定の定めは設けておらず、各部の顧問に任せている
- ⑥学校のきまりを設けていない

問 14 合宿の実施日数に関するきまりについて、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。

ア運動部 イ文化部

<学校としてきまりがある>

- ①学校のきまりとして、年間の実施日数の上限を定めている
- ②学校のきまりとして、合宿は行わない
- ③学校としてきまりを設けている

<学校としてきまりがない>

- ④学校のきまりとして年間の実施日数は定めていないが、学校長が各部の年間・月間活動計画を確認し、承認している
- ⑤学校のきまりとして特定の定めは設けておらず、各部の顧問に任せている
- ⑥学校のきまりを設けていない（その他）

問 15 学期中の平日における部活動を行わない日（いわゆる休養日）に関するきまりについて、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。

ア運動部 イ文化部

<学校としてきまりがある>

- ①学校のきまりとして、平日は週1日を休養日としている
- ②学校のきまりとして、平日は週2日以上を休養日としている
- ③学校のきまりとして、休日に部活動を行った場合は、平日に休養日を設けることとしている
- ④学校としてきまりを設けている（その他）

<学校としてきまりがない>

- ⑤学校としての平日の休養日を設けていない

問 16 長期休業期間（夏休み、冬休み及び春休みを指します）における部活動に関するきまりについて、ア・イごとに該当する番号を1つお答えください。

ア運動部 イ文化部

<学校としてきまりがある>

- ①学校のきまりとして、年間又は長期休業期間ごとに活動日数の上限を定めている
- ②学校としてきまりを設けている（その他）

<学校としてきまりがない>

- ③学校として特段の定めを設けていないが、学校長が各部の年間・月間活動計画を確認し、承認している
- ④学校のきまりとして特段の定めを設けていないが、各部に定めさせたものを承認している
- ⑤学校のきまりとして特段の定めを設けておらず、各部の顧問に任せている
- ⑥学校としてのきまりを設けていない（その他）

問 17 自校の部活動顧問会議における議題について、該当する番号を全てお答えください。

- ①活動時間（時間帯を含む） ②活動を行わない日（休養日） ③指導方法
- ④生徒の健康管理 ⑤生徒の学校生活での出来事 ⑥設置・開催されていない ⑦その他

問 18 自校の部活動顧問会議の開催頻度について、該当する番号を1つお答えください。

- ①月1～2回程度 ②四半期に1回程度 ③半年に1回程度 ④年に1回程度
- ⑤設置していない ⑥その他

- 問 19 部活動の活動時間や指導内容等の実態に関する学校長の把握方法について、該当する番号を全てお答えください。
- ①定期的に見回りを行い、活動現場の状況を把握し、課題の探索や指導助言を行っている
 - ②顧問に定期的に活動状況を報告させ、課題の探索や指導助言を行っている
 - ③部活動指導員等に定期的に活動状況を報告させ、課題の探索や指導助言を行っている
 - ④生徒からヒアリングを行っている（問題発生時を除きます）
 - ⑤保護者からヒアリングを行っている（問題発生時を除きます）
 - ⑥住民からヒアリングを行っている（問題発生時を除きます）
 - ⑦把握している（その他）
 - ⑧問題が発生しない限り、特段何もしていない
- 問 20 部活動に係る予算（部費及び生徒会費とします。以下同じ。）について、該当する番号を全てお答えください
- ①当初予算で十分賄える
 - ②当初予算で不足した部においては、部員（生徒）の保護者から徴収している
 - ③部活動への充当財源として、各部のOB・OGから寄付金を集めている部がある
 - ④部活動への充当財源として、学校設置者もしくは学校が企業協賛金等の外部資金を集めている
- 問 21 部活動に係る会計管理方法について、該当する番号を1つお答えください。
- ①学校で一括管理している
 - ②各部の顧問が管理している
 - ③各部の顧問が管理しているが、現金や通帳は学校が預かっている
 - ④各部の部員（マネージャー等）が管理しているが、現金や通帳は学校が預かっている
 - ⑤各部の部員（マネージャー等）が管理しているが、現金や通帳は顧問が預かっている
 - ⑥学校予算は顧問が、保護者からの徴収金は保護者会が管理している
 - ⑦管理している（その他）
 - ⑧学校で管理方法を把握していない
- 問 22 部活動に関する悩みについて、該当する番号を3つまでお答えください。
- ①入部者の減少 ②顧問の不足 ③顧問の知識・技能不足 ④顧問・部活動指導者の過度の指導
 - ⑤顧問教員の負担軽減 ⑥保護者の理解不足 ⑦保護者からの要望 ⑧活動場所の不足
 - ⑨施設・設備等の老朽化・不備 ⑩部員（生徒）の学業との両立 ⑪部員（生徒）の健康管理
 - ⑫住民への対応 ⑬教育委員会との連携 ⑭学校間（小・中・高）の連携
 - ⑮予算不足 ⑯悩みがある（その他） ⑰特段の悩みはない
- 問 23 部活動として、大会・コンクール等に参加する際の移動手段について、ア・イごとに該当する番号を全てお答えください。
- ア運動部 イ文化部
- <学校としてきまりがある>
- ①学校のきまりとして、公共交通機関の利用を原則としている
 - ②学校のきまりとして、現地集合・現地解散とし、移動手段については、保護者に一任している
 - ③学校のきまりとして、学校の教職員に自動車運転業務を付加し、当該教職員が学校のバス、自分の自家用車等を運転して送迎している
 - ④学校としてきまりがある（その他）

<学校としてきまりがない>

- ⑤学校のきまりとしては特段の定めを設けていないが、現地集合・現地解散とし、移動手段については保護者に一任している
- ⑥学校のきまりとしては特段の定めを設けていないが、顧問教員が学校のバス等を運転して送迎している
- ⑦学校のきまりとしては特段の定めを設けていないが、保護者による自家用車での送迎は行わず、学校でバス等を借り上げている
- ⑧学校のきまりとしては特段の定めを設けておらず、必要の都度、学校が保護者に自動車での送迎を依頼している
- ⑨学校としてのきまりを設けていない（その他）

問 24 部活動として大会・コンクール等に参加する際の移動手段に要する経費について、該当する番号を全てお答えください

- ①学校としては、当初予算（部費及び生徒会費とします。以下同じ。）で十分賄える
- ②学校としては、当初予算で不足する場合には、部員（生徒）の保護者から徴収している
- ③学校としては、当初予算の他に、OB・OGから寄付金を集めている
- ④学校としては、当初予算の他に、企業協賛金等の外部資金を集めている
- ⑤各部の管理に任せている
- ⑥その他

問 25 平成28年度における複数校合同部による地区大会への参加実績について、該当する番号を1つお答えください

- ①複数校合同部は設置していない
- ②一部の複数校合同部は大会の参加が認められなかった
- ③全ての複数校合同部が大会の参加が認められなかった
- ④全ての複数校合同部が大会に参加できた

問 26 平成28年度以降における部活動と地域のスポーツ・文化団体との連携実績について、該当する番号を全てお答えください。

- ①合同練習 ②指導者の派遣 ③スポーツ・文化団体主催の大会・講習会への参加
- ④連携している ⑤特段の連携はしていない

問 27 部活動の活動場所に係る平成28年度以降における校外公共施設の利用実績（理由）について、該当する番号を全てお答えください。

- ①校内に活動する場所・施設がない ②公共施設に行けば対戦相手を得られる
- ③校内の活動場所・施設が工事のため使用できなかった ④郊外の公共施設を利用した（その他）
- ⑤校外では活動していない

問 28 自校の教職員以外の実情を踏まえた外部指導者の配置・活用要望について、ア～エごとに実数をお答えください。

- ア運動部の外部指導者数（男性） イ運動部の外部指導者数（女性）
- ウ文化部の外部指導者数（男性） エ文化部の外部指導者数（女性）

<問 29～問 31 は外部指導者を配置している学校にお聞きします。>

問 29 外部指導者を何人配置しておられますか。該当する番号を1つお答えください。

- ①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ⑤5人 ⑥6人 ⑦7人 ⑧8人以上

問 30 外部指導者の学期中における平日 1 日当たりの平均指導時間について、該当する番号を 1 つお答えください。

- ① 1 時間以内 ② 1～2 時間程度 ③ 2～3 時間 ④ 3～4 時間程度 ⑤ 4 時間以上
⑥ 制限なし・規定なし

問 31 外部指導者の学期中における休日 1 日当たりの平均指導時間について、該当する番号を 1 つお答えください。

- ① 2 時間以内 ② 2～3 時間程度 ③ 3～4 時間程度 ④ 4～5 時間程度
⑤ 5～6 時間以上 ⑥ 6～7 時間程度 ⑦ 7～8 時間程度 ⑧ 制限なし・規定なし

<問 32～問 33 は外部指導者を配置していない学校にお聞きます。>

問 32 外部指導者の学期中における平日 1 日当たりの平均指導時間について、学校として要望したい指導時間を 1 つお答えください。

- ① 1 時間以内 ② 1～2 時間程度 ③ 2～3 時間 ④ 3～4 時間程度 ⑤ 4 時間以上
⑥ 制限なし・規定なし

問 33 外部指導者の学期中における休日 1 日当たりの平均指導時間について、学校として要望したい指導時間を 1 つお答えください。

- ① 2 時間以内 ② 2～3 時間程度 ③ 3～4 時間程度 ④ 4～5 時間程度
⑤ 5～6 時間以上 ⑥ 6～7 時間程度 ⑦ 7～8 時間程度 ⑧ 制限なし・規定なし

問 34 部活動指導員¹及び外部指導者の 1 時間当たりの平均報酬額（交通費等の実費弁償用費用を除きます。）について、ア・イごとに該当する番号を 1 つお答えください。

※現在、1 人も配置・活用していない場合は、学校として妥当だと思う金額をお答えください。

ア部活動指導員 イ外部指導者

- ① 0 円（ボランティア） ② 1,500 円未満 ③ 1,500 円以上 2,000 円未満
④ 2,000 円以上 2,500 円未満 ⑤ 2,500 円以上 3,000 円未満
⑥ 3,000 円以上 3,500 円未満 ⑦ 3,500 円以上 4,000 円未満
⑧ 4,000 円以上 4,500 円未満 ⑨ 4,500 円以上 5,000 円未満 ⑩ 5,000 以上

1・・・国は学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化。（平成 29 年 4 月 1 日施行）

問 35 部活動指導員及び外部指導者に求める要件について、ア・イごとに該当する番号を 2 つまでお答えください。

※現在、1 人も配置・活用していない場合は、学校として要望したい要件をお答えください。

ア部活動指導員 イ外部指導者

- ① 日本体育協会公認スポーツ指導者等の有資格者 ② 種目団体（競技団体・文化団体）の指導者
③ 地域スポーツクラブの指導者 ④ 元日本代表・プロ・実業団選手、専門家・研究者・実業家
⑤ 大学・高校の運動・文化部経験者 ⑥ 元教員 ⑦ 教員免許取得者 ⑧ その他

問 36 外部指導者を配置・活用している主な理由について、該当する番号を 2 つまでお答えください。

※現在、1 人も配置・活用していない場合は、学校として配置・活用を要望する理由をお答えください。

- ① 部活動顧問の人数が不足しているため ② 実技の指導ができる教員がいないため
③ 教員（顧問）の負担軽減を図るため ④ さらなる競技力の向上を図るため
⑤ 生徒の多様な運動ニーズに応えるため ⑥ 生徒の事故防止・安全確保のため ⑦ その他

<外部指導者を活用していない学校にお聞きします。>

問 37 外部指導者を活用できない主な理由について、該当する番号を3つまでお答えください。

- ①予算確保ができないため ②求める人材が見当たらないため
- ③指導者研修を実施する体制が整っていないため ④地域の団体と連携した活動ができるため
- ⑤外部指導者では生徒の引率ができないため
- ⑥外部指導者には活動中の事故等における責任が負わせられないため
- ⑦顧問（教員）が求めているため ⑧その他

<外部指導者を活用している学校にお聞きします。>

問 38 外部指導者と顧問教員との連携について、該当する番号を全てお答えください。

- ①生徒の心身の状態を勘案しながら、外部指導者と顧問教員が相談して年間・月間の活動計画を立てている
- ②顧問教員と外部指導者の役割分担が明確になっているが、日頃から積極的に意思の疎通が図られており、外部指導者による技術的指導の際にも生徒一人一人に応じた指導が行われている
- ③外部指導者には顧問会議等への参加を求めている
- ④顧問教員が外部指導者から部活動指導に関する知識・技能を習得する機会を設けている
- ⑤連携している（その他） ⑥特段の連携はしていない

<全ての学校にお聞きします。>

問 39 島根県では、毎月第3日曜日を「しまね家庭の日」として設定しております。この日の部活動について該当する番号を1つお答えください。

- ①部活動は行わず、大会があっても参加しない
- ②部活動は行わないが、大会があれば参加する
- ③部活動を行うし、大会があれば参加する
- ④部活動を行うが、大会には参加しない
- ⑤決まりはない

問 40 部活動ではなく、地域のクラブ活動等に所属している生徒の大会引率についてお聞きします。該当する番号全てお答えください。なお、地域のクラブ活動等に所属している生徒がいない場合は、学校としてどのように対応すべきか、当てはまるお考えを全てお答えください。

- ①学校で担当を決めて大会引率をしている
- ②地域クラブの指導者等が大会引率をしている
- ③保護者が大会引率をしている
- ④大会により、その都度学校で審議して引率を決めている
- ⑤学校は関与せず、本人、保護者に任せている
- ⑥その他

問 41 所属する教職員のマイクロバスの自家用車使用についてお聞きします。該当する番号を1つお答えください。

- ①マイクロバスを自家用車申請し、部活動での合宿や大会等で生徒引率している教職員がいる。
- ②マイクロバスを自家用車申請している教職員はいるが、部活動での使用はしていない
- ③マイクロバスを自家用車申請している教職員はいない

問 42 島根県において、教員のレンタカー利用はできないことになっています。そのことについてどう思われますか。率直なご意見をお答えください。